

## 令和8年 地域クラブ活動研修会（第2回）

中間支援団体パート

講師：特定非営利活動法人アスロン

ー安全管理・事故対応・保険の紹介ー

代表 井原 一久

### (1) 安全管理

- ① 練習環境の確認 体調の管理 疲労の考慮 安全なメニュー  
重量負荷の安全確認

### ② 事故の裁判事例

- ㊦真夏の炎天下での練習中に生徒が熱中症により死亡した事案
- ㊧練習中の落雷事故の事案
- ㊨手当をしないことも法的責任

### (2) 事故対応

- ① 事故対応時のフロー
- ② 応急措置の対処例
  - ・熱中症の応急措置
  - ・外傷時の RICE(ライス)処方

### (3) 保険の紹介

- ① スポーツ安全保険
- ② 請求の手順

# 伊丹市

## 登録地域クラブ活動研修会(第2回)

—安全管理・事故対応・保険の紹介—

令和8年2月7日(土)

伊丹市地域クラブサポートセンター

(特定非営利活動法人アスロン 理事長)

井 原 一 久

1

## 安全管理

- ①練習環境の確認
- ②体調の管理
- ③疲労の考慮
- ④安全なメニュー
- ⑤重量負荷の安全確認

2

# 真夏の炎天下での練習中に生徒が熱中症により死亡した事案《刑事事件》

(横浜地裁川崎支部平成14年9月30日判決)

## 【事件のあらまし】

市立中学校野球部の顧問教諭が、真夏の炎天下で、2時間以上にわたるノック練習の終了後、約5分間の給水休憩を取らせただけで、持久走を実施させ、その途中で生徒が熱中症の症状が出始めていたことに気付かず、意識を失い転倒した時点で初めて熱中症に罹患したことを知り、処置の遅れにより生徒を死亡させた事故について、業務上過失致死傷罪が成立するとされた。

## 【判決のポイント】

- 真夏の炎天下で部の活動を行うに当たり熱中症の発生を予防するとともに、部員に熱中症が生じた場合には迅速かつ適切な措置を執れるような態勢で指揮監督し、部員の健康保持に留意すべき注意義務があるのにこれを怠った結果、部員のうち1名をして熱中症に罹患させた上、その症状が現れた時点でこれに気付かず、その対処が遅れたため、同部員を熱中症に起因する多臓器不全による出血性ショックで死亡させた業務上過失致死の事案である。
- 体力的に十分な成長を遂げているとはいえない中学生の部活動の指導を託された者として、その注意義務の懈怠は、厳しく非難されても仕方がない。
- この裁判は求刑罰金50万円に対し、判決は、罰金40万になる。

3

## 練習中の落雷事故の事案

(2006年3月13日の最高裁判決)

### 落雷による事故

高校1年のサッカー部員だったAさんは、Bが主催する大会で落雷を受けた。(1996年) 2か月後に意識を取り戻したが、視力を失い、下半身麻痺。高裁は部活動での学校側の安全配慮義務を指摘。二審では「試合前には雨がやんで空も明るくなってきていたので、落雷事故は予測できなかった」と判断されたが、高裁では、平均的なスポーツ指導者ならば「黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたら、落雷の危険性が迫っていると予見することは可能」と指摘。賠償総額は遅延損害金を含め約5億円。高校が3億4,000万円、Bが約8,000万円を負担した。Bは資産整理(破産)で捻出

# 手当をしないことも法的責任

(2009年6月30日東京地裁判決)

## 応急措置をしなかったことに対する法的責任

当時高校1年生のAさんはバレーボール部の練習中、体育館でネットに引っかかって転倒し床に後頭部を強打、3日後に硬膜下血腫で死亡。(2003年7月28日発生)

Aさんの両親は、「顧問教諭がすぐに医師に診せるべきだった」として、学校に対して約1億1,000万円の損害賠償を請求。

学校側が事故を風化させないためAさんの名前を冠した球技大会を年1回行うことなどを条件に和解が成立。金額は非公表。

5

## 事故対応

このような事故対応表を必ず各クラブで作成してください！

まず深呼吸を1回して、自分を落ち着かせる

子どもの様子を観察

病気やけがの程度などについて、判断する

クラブ代表者に連絡する

判断がつかないときは  
必ず **119**

**応急措置**

ほかの子供に対応

医療機関への連絡

子どもに分かるように説明する

保護者への連絡

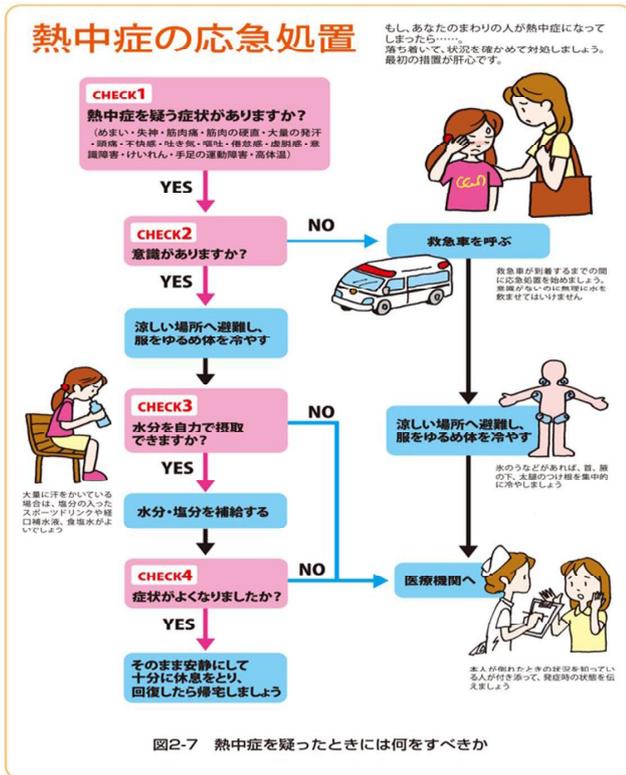
(1) 事前に救急医療機関の電話番号・住所をリストアップしておく。

(2) 事故対応が落ち着いたら伊丹地域クラブサポートセンターへ事故報告

**(090-3862-6641)**

# 応急措置の対処例

判断がつかないときは  
必ず119



## 外傷時の応急措置 RICE(ライス)処方

Rest

### ●Rest レスト

安静、ケガしたところを動かさないこと

Ice

### ●Ice アイス

冷却、氷で冷やすこと

### ●Compression コンプレッション

圧迫、包帯などで圧迫すること

### ●Elevation エレベーション

挙上、ケガしたところを心臓より高い位置に保つこと

## 保険の紹介

### スポーツ安全保険

- ① 公益財団法人スポーツ安全協会という文部科学省所轄の公益財団法人が運営
- ② 熱中症でも保険が出ます
- ③ 練習会場への行き帰りの事故にも保険対応
- ④ 文化芸術活動のクラブも加入できる
- ⑤ 指導者も加入できる
- ⑥ スポーツ安全保険に加入すると「Sgrum」(会員連絡アプリ)が無料で利用できる。

スポあんアプリ  
Sgrum



### 運動部も文化部も 中学校「部活動の地域展開」におすすめ スポーツ安全保険のご案内

スポーツ安全保険は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」にて、生徒・指導者のケガ、賠償責任の両者を兼ね備えた保険の一例として掲載されています。  
また、スポーツ庁からの要請に基づき、地域クラブ活動中における重大事故等の備えとして充実した補償内容となっています。

★万が一の事故を安心サポート!!

「部活動の地域展開」により、学校の管理下外で行われる活動に安心して参加いただくために、万が一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険へのご加入をお勧めします。

#### 加入区分・掛金・補償額

加入対象者	加入区分	傷害保険金額					賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		掛金	死亡	後遺障害 (最重)	入院日額 (1日1単位)	通院日額 (30日1単位)		
学校の管理下外で行われる 部活動に参加する生徒	A1	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人2億円)	180万円
文化活動の指導者 ※スポーツ活動中の事故は 補償の対象外です。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合計1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人2億円)	180万円
スポーツ活動の指導者	C (64歳以下) B (65歳以上)	2,000円 1,200円	2,000万円 600万円	3,000万円 900万円	4,000円 1,800円	1,500円 1,000円		

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数4名以上でご加入ください。

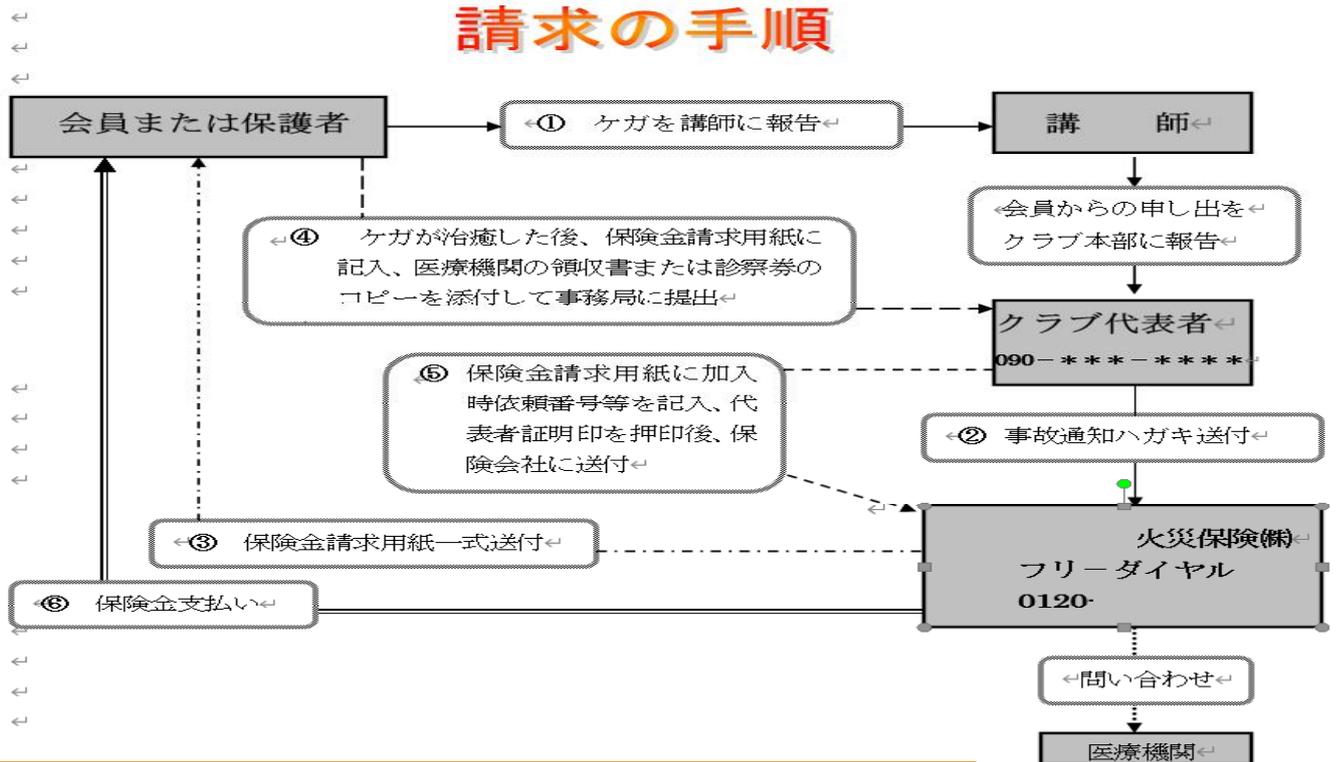
(注1)「令和8年4月1日」現在の年齢にて算定します。  
※上表の他に個人活動中の事故も補償するAW・CW・BW区分もあります。  
年間申込には、別途申込費10円(税込)が含まれます。

このご案内は、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際は必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

保険会社への連絡を忘れずに。

請求を迅速にすることで、クラブ生(保護者)への不安を少しでも取り除く

## 請求の手順



このような請求手順表を各クラブで作成してください！